

平成27年度介護職員処遇改善加算届出に関するお知らせ

介護保険最新情報 Vol. 437「介護職員処遇改善に関する基本的な考え方並びに事務処手順及び様式例の提示について」が、厚生労働省から通知されました。

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定する場合は、次の点に留意して提出してください。

- 1 指定権者である秋田県又は大曲仙北広域市町村圏組合に、**新様式による「介護職員処遇改善計画書」**を提出する必要があります。（様式は別添のエクセルデータを活用してください。）
（※ 旧様式により既に提出された場合は、新様式で改めて提出してください。）
- 2 **4月15日までに「介護職員処遇改善計画書（案）」を提出し、4月30日までに確定した「介護職員処遇改善計画書及び添付書類」を提出**してください。
（※ 4月15日までに確定した介護職員処遇改善計画書及び添付書類を提出できる場合は、計画書（案）の提出は不要です。）
- 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算届）を既に提出済であって、介護職員処遇改善加算の算定内容を変更する場合は、上記2の「介護職員処遇改善計画書（案）」の提出に合わせて、変更後の介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算届）を改めて提出してください。
- 4 平成27年度介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算の算定内容のみを変更（新規算定開始を含む）する場合は、上記2の「介護職員処遇改善計画書（案）」の提出に合わせて、4月15日までに介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算届）を提出してください。
- 5 必要な添付書類（**前年度と内容に変更が無い場合でも必ず添付してください。**）
 - (1) 労働基準法第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規定も含みます。）
 - (2) 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- 6 提出は、**地域密着型サービス事業所のみの場合、介護保険事務所へ提出願います。**
（※**法人単位で作成し県指定の事業所も含む場合は、秋田県と介護保険事務所の両方へ提出してください。**）
なお、秋田県への提出については、下記の秋田県ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1332287134637/index.html>